

食品表示法施行に伴う説明会

開催結果概要



岩手県環境生活部県民くらしの安全課
岩手県保健福祉部健康国保課

開催結果概要

目的

平成27年4月1日から施行された食品表示法について、正しい知識の普及を図り、事業者の適正表示、消費者の食品表示の有効活用等を促すことにより、食品に関する信頼の向上と県民理解の増進に資するため、説明会を開催する。

日時・会場 参加人数

平成27年12月10日(木)14時～16時 久慈地区合同庁舎大会議室
／約60名
平成27年12月11日(金)14時～16時 岩手県水産技術センター大会議室
／約30名
平成27年12月14日(月)14時～16時 奥州地区合同庁舎分庁舎大会議室
／約70名

内容

- ◆説明①「新しい食品表示制度」
説明者：環境生活部県民くらしの安全課 鈴木 静子
- 説明②「～食品表示法における～食品表示基準について」
説明者：環境生活部県民くらしの安全課 川村 あさひ
- 説明③「栄養成分表示が義務化されました～食品表示法施行～」
説明者：保健福祉部健康国保課 小野 償子
- ◆質疑等
参加者からの事前質問、会場からの質問等

Q&A

Q

(1) 塩蔵わかめの栄養表示は現在まで五訂(日本食品成分表)の水戻し後の栄養成分表を記入しているが新表示後も変わらないのか？

(2) 塩蔵わかめの袋詰めは製造者で表示してきたが、カットわかめの袋詰めは製造者か、加工者か、どちらになるのか？

Q&A

(1) 栄養成分表示は、当該商品が販売される状態における可食部の1単位あたりの栄養成分を表示することが原則。

A よって、塩蔵わかめについては、水戻しする前の販売する状態での栄養成分を表示する必要がある。

ただし、塩抜きする塩蔵品は、販売時の栄養成分表示に加えて標準的な調理法と調理後の栄養成分を併記することが望ましいとされている。

Q&A

(2) 「製造者」「加工者」の判断は、品目ごとではなく、その製品の行程が製造か加工かいずれに該当するかにより判断する。

消費者庁のQ&Aには、加工は新しい属性を付加する行為、加工行為を行う前後で比較して、本質的な変更を施さない行為が該当する。

A 具体例として、形態の変更(切断、整形、選別、破砕、混合)、容器包装の変更(盛り合わせ、小分け)、加塩、骨取、表面をあぶる、冷凍、解凍、結着防止がある。この質問では、製造工程が不明であり、判断つきかねるが、単に、カットするのであれば、形態の変更(切断)で加工者となるものと思料される。

Q&A

名称は、その内容を一般的に表すものとされているが、一般的かどうかの判断は誰がするのか。

Q

原材料は、もっとも一般的な名称でもって表示する、とあるが、常用漢字のみを使用する等、一般的であることを判断する目安はあるのか。

Q&A

食品の名称については、その内容を的確に表現し、かつ、社会通念上既に一般化したものを表示することとされている。基本、事業者判断となる。

ただし、加工食品については、食品表示基準別表第4において、生鮮食品については、同基準別表第24において、別途、名称の表示方法が規定されている食品については、これらの規定に従い表示することとなる。

A

Q&A

Q

誰が消費期限や賞味期限を決めるのか。
また、どのように設定するのか。

Q&A

食品の特性や製造時の衛生状況等、食品を一番知っている食品関連事業者が設定を行う必要があること。

A 設定にあたっては、微生物試験、理化学試験、官能試験を含め、これまでに蓄積した経験や知識を活用し、科学的・合理的な根拠に基づいて設定する必要がある。

Q&A

Q 「添加物は一切使用していません」、「無添加」などと表示することができるか。

Q&A

通常同種の製品が一般的に添加物が使用されているものであって、当該製品について添加物を使用していない場合に、添加物を使用していない旨の表示をしても差し支えない。

A ただし、加工助剤やキャリーオーバー等で添加物の表示が免除されたものについては、添加物を使用していない旨を表示することはできない。

また、無添加だけでは、何を加えていないかが不明確なので、具体的に表示することが望ましい。

Q&A

Q アレルゲンを個別表示する際、繰り返しになるアレルギー表示は省略できるか。

Q&A

A

当該食品に対し二種類以上の原材料又は添加物を使用しているものであって、当該原材料又は添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあつては、そのうちのいずれかに特定原材料を含む旨又は由来する旨を表示すれば、それ以外の原材料又は添加物について、特定原材料を含む旨又は由来する旨の表示を省略することができる。

Q&A

Q 商品への栄養成分表示スペースの確保が難しい場合、商品のPRを記載したチラシ等に栄養成分表示を併記して添えることは可能か？

Q&A

食品表示基準第3条3項に基づき、容器包装の表示可能面積が概ね30cm²以下であるものは、栄養成分表示を省略することができる。

A

それでも事業者が栄養成分表示をしたいという場合は、容器包装以外のもの（例えば、チラシなど）に表示することは可能である。

Q&A

複数の農家が共同で直売所を設置し、加工食品を販売する場合、個々の農家が
Q 小規模事業者であっても直売所の設置主体が小規模事業者でなければ栄養成分表示は必要となるのか。

Q&A

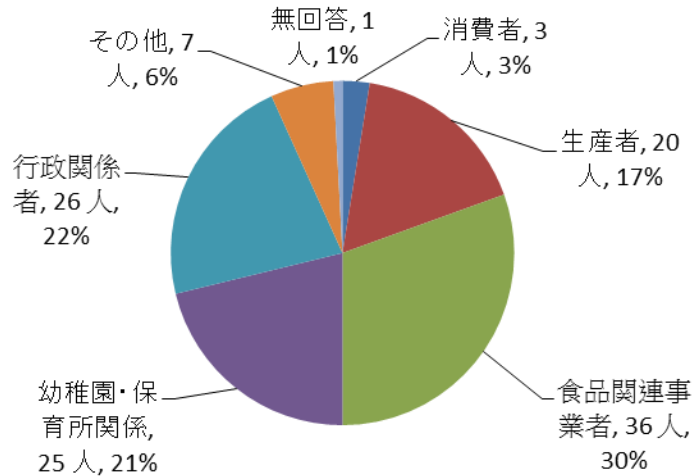
栄養成分表示は必要。

A **ただし、直売所が場所を貸し出すのみである場合は、栄養成分表示の省略が有り得る。**

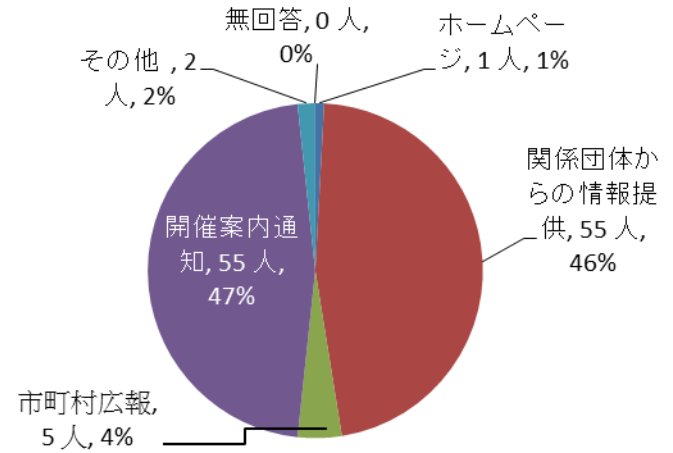
省略できるケースは様々であり、お近くの保健所にご相談願いたい。

アンケート結果

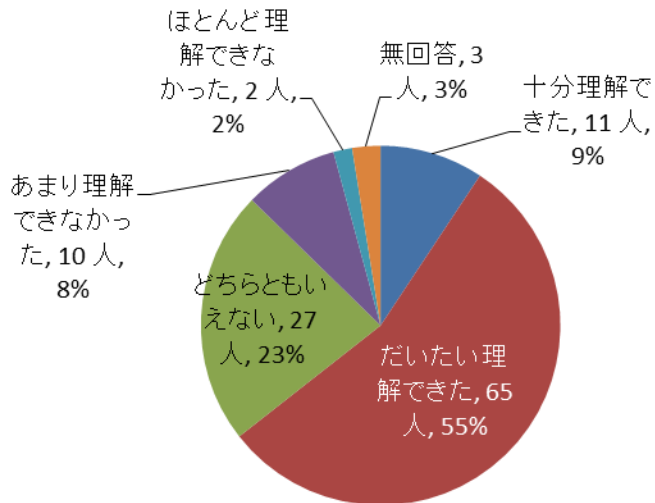
回答者の属性



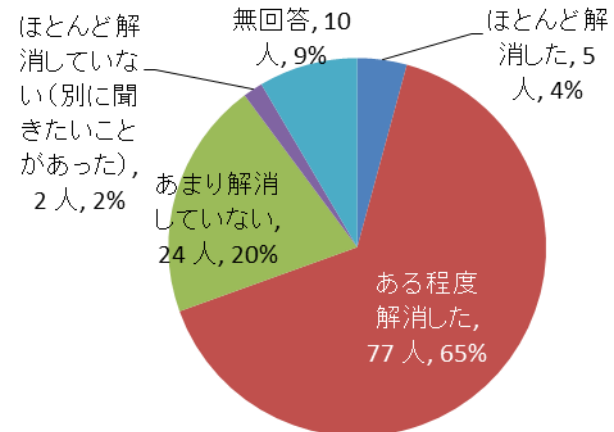
開催を知ったきっかけ



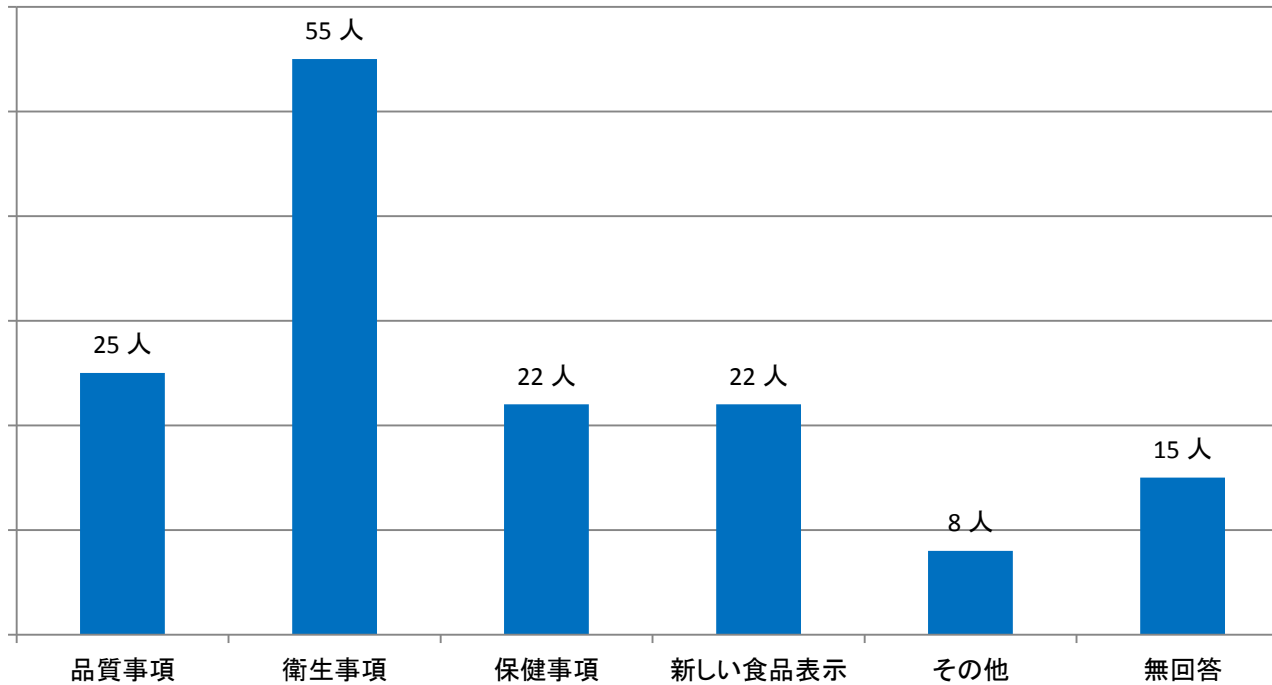
講演の内容



疑問の解消



食品表示について聞きたいこと



品質事項・・・原材料、原産地等

衛生事項・・・保存方法、期限表示、添加物、アレルギー等

保健事項・・・栄養成分表示、特定保健用食品、栄養機能食品

～説明会開催を終えて～

食品表示法施行に伴う説明会では、参加者が約160人程となり、関心の高さをうかがわせました。

当日は事業者を始め、消費者、保育園・幼稚園関係者、行政関係者等多数の参加者が来場され、皆、メモをとる等熱心に聴講しておりました。また、アンケートでは食品表示はとても難しい、さらに勉強していきたい等のご意見をいただきました。

今後も、いただいたご意見を参考に、食の安全安心の確保のための取組を継続していきます。

